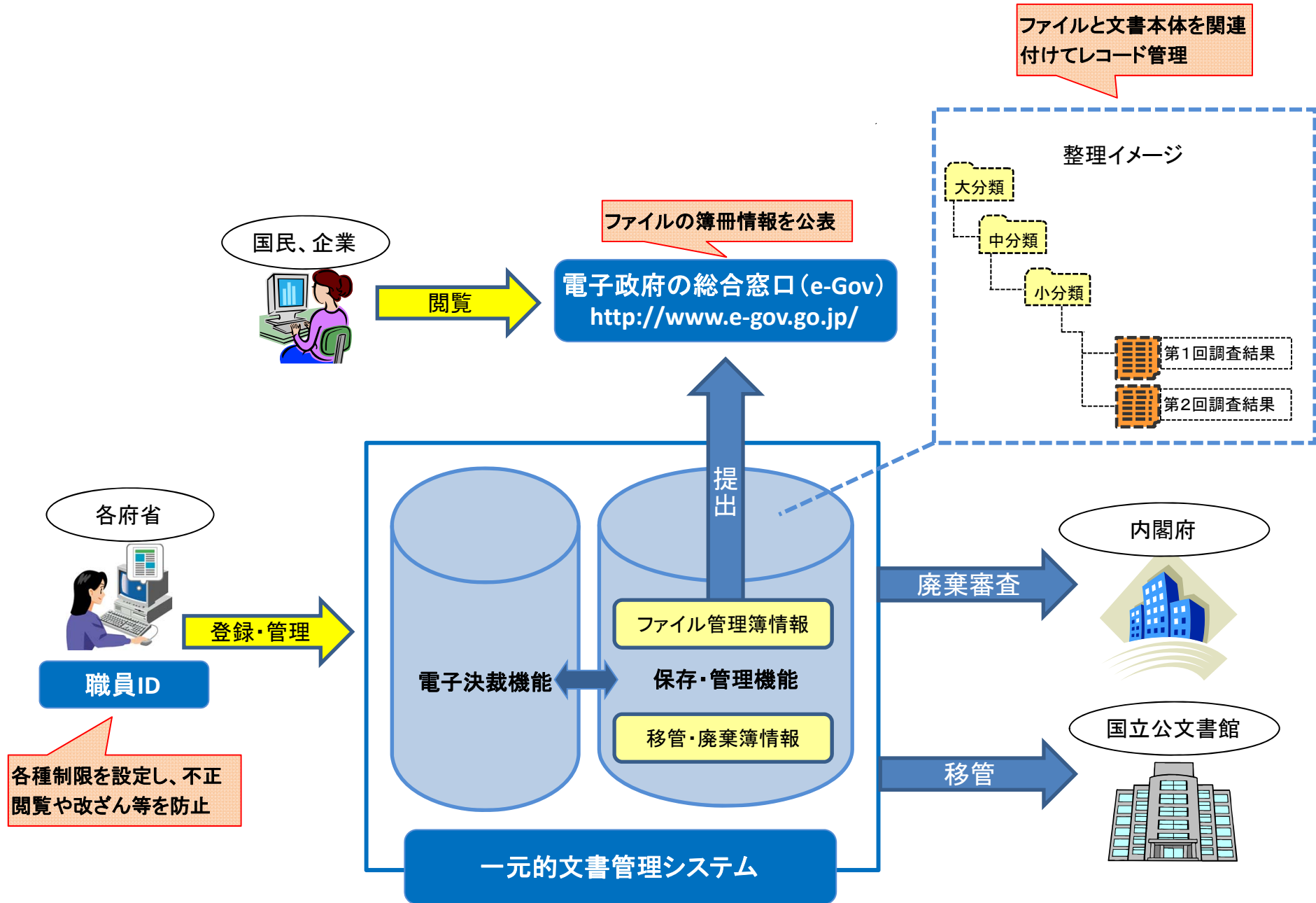


公文書管理法施行に伴う
一元的文書管理システム及び電子政府の総合窓口(e-Gov)
の取組状況

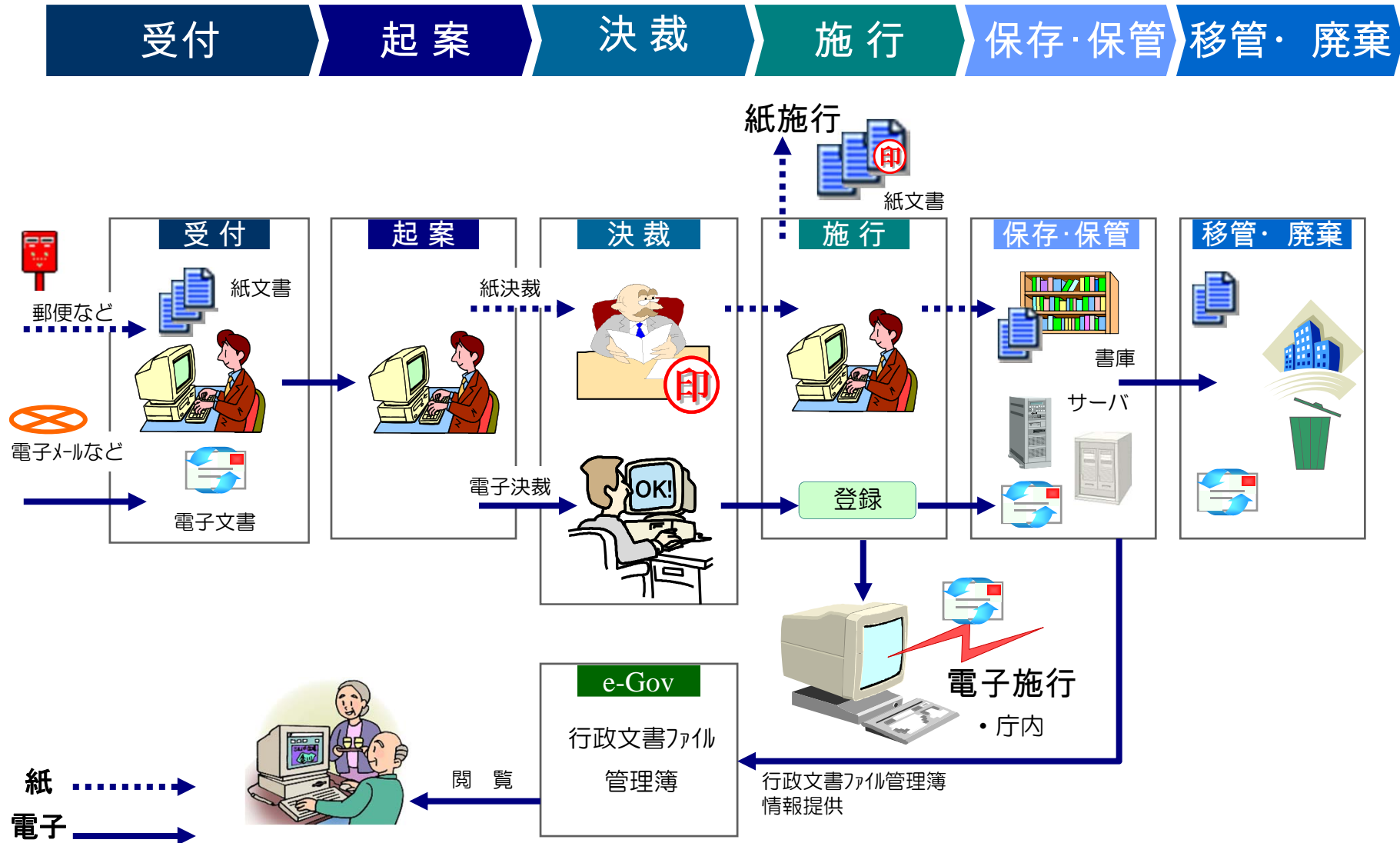
平成23年9月8日
総務省行政管理局

一元的文書管理システムと e-Gov の概要



一元的文書管理システムの概要

- ★ 本システムは、行政文書を受付から移管・廃棄までのライフサイクルを通して管理
- ★ 平成21年3月から稼働し、平成24年度末までに警察庁以外の全府省が本システムに移行予定
- ★ これにより、年間約11.4億円&6,600時間の削減効果





公文書管理法施行に伴う 一元的文書管理システムと e-Gov の対応概要

★ 両システムともに、法施行前の行政文書と法施行後の行政文書を分けて管理

→ 法施行前画面(5階層構造)と法施行後画面(3階層構造)の2つの画面で管理

5階層構造:大分類、中分類、小分類、(標準行政文書ファイル)、行政文書ファイル

3階層構造:大分類、中分類、小分類

→ 新たに、「起算日」と「保存期間満了時の措置」を項目として追加

★ 一元的文書管理システム上で、内閣府のレコードスケジュール確認と廃棄審査が実施可能

→ 内閣府の承認がなければ廃棄が出来ない設定

→ 廃棄確定は総括文書管理者のみが出来る設定

→ 本年末にシステム改修の完了予定

★ 一元的文書管理システムから、国立公文書館への移管データの出力が可能

→ 国立公文書館が求めるデータ形式で可変媒体にダウンロード可能

→ 移管確定は総括文書管理者のみが出来る設定

→ 本年度から稼働